

高齢者のみなさんを
応援します



◆9月15日～21日は「老人週間」

市では、米寿到達者に祝い品を、古希、傘寿到達者には「印西市高齢者福祉のしおり」をご自宅に郵送します。

また、満百歳を迎えるみなさんには、長寿を祝い、多年にわたり社会の発展に寄与をいただいたことに感謝し、「祝い金3万円」を市長がご本人に手渡しします(日程未定)。

介護福祉課生きがい支援班(☎内線272)。

◆働きたい高齢者のための講習会

55歳以上で、現在仕事に就いていない人。

※受講の条件：①ハローワークが発番の求職者番号を保有していること②修了日以降に開催する合同面接会に参加できること③受講者選考のため、応募後折り返し送付される登録申込書の提出が必須です。

9月14日(金)までに、はがきにて無料。

老人福祉センターをご活用ください

市内には高齢者のための福祉センターが4カ所あります(下表参照)。

個人や団体で利用できます。詳しくは、各施設に直接お問い合わせください。

市内に居住する60歳以上の人。

老人福祉センターなど一覧

Table with 5 columns: 施設名, 住所・電話番号, お風呂, カラオケ, 囲碁・将棋, 予約なしで利用可能なもの. Rows include 中央老人福祉センター, 高花老人福祉センター, etc.

※団体で利用する場合は団体登録が必要です。利用する施設へお問い合わせください。

働きたい高齢者のための講習会(職場体験)

Table with 5 columns: 講座番号, 講座名, 期間, 定員, 会場. Rows include パソコン業務(中級) ワード・エクセル, etc.

働きたい高齢者のための講習会(技能講習会)

Table with 5 columns: 講座番号, 講座名, 期間, 定員, 会場. Rows include マンション管理員養成, 介護食調理, etc.

講習番号、講習名、住所、氏名、年齢、求職番号、電話番号、FAX番号およびメールアドレスを記入し郵送、もしくはFAXで左記へ(応募多数時選考)。

千葉県シルバー人材センター連合会(〒260-0001 千葉市中央区中央3-9-1) FAX 043-227-5119

生活介護施設「いんば学舎・陣屋」 来年4月にオープン

平成25年4月、障がい者の日中作業場の確保と地域生活支援のため、そうふけふれあいの里に、主に重度の障がい者を対象とした、生活介護施設がオープンします。

通所者の活動は、リハビリを中心とした活動や機能訓練、陶芸などの製作活動、クッキーなどの食品加工、農作業などの軽作業が中心になります。

また、家庭での入浴が困難な人には、希望により特殊浴槽を利用した入浴サービスも行います。

18歳以上の知的障がい者、重度心身障がい者(障害区分3から6の人)。30人。

開所時間…午前9時30分～午後3時30分。通所者送迎あり。

※通所に関する問い合わせは、下記まで。

社会福祉法人印旛福祉会いんば学舎・陣屋(印西市松虫516・☎2486・FAX2497)、社会福祉課障害福祉班(☎内線257)。

◆ご存じですか3つの基礎年金(国民年金)

請求の場合、初診日から1年半後の診断書が必要です。また、20歳前に初診日がある場合で一定の障害の状態にある人が障害基礎年金を受ける場合、保険料の納付要件はありませんが、本人の所得による制限があります。

【障害基礎年金】病気がけがによる初診日が、国民年金に加入中、または65歳未満のとき、その病気がけがで一定の障害の状態になっている場合、初診日の前々月までの加入期間の3分の2以上の保険料納付がある(免除期間を含む)か、直近一年間に保険料の滞りがなければ、障害基礎年金が受けられる可能性があります。

ただし、65歳を超えてからの請求の場合、初診日から1年半後の診断書が必要です。また、20歳前に初診日がある場合で一定の障害の状態にある人が障害基礎年金を受ける場合、保険料の納付要件はありませんが、本人の所得による制限があります。

【遺族基礎年金】国民年金加入中や、老齢基礎年金を受ける資格を満たした人が死亡したとき、死亡日の前々月までの加入期間の3分の2以上の保険料納付がある(免除期間を含む)か、直近1年間に保険料の滞りがいないなどの条件を満たしている場合に、死亡した人によって生計を維持されていた子のある妻、または子に、子が18歳になる年度末まで(障害のある子の場合は20歳になるまで)支給されます。

年金額は基本額786,500円に、子が2人までは1人につき、各226,300円。3人目以降は1人につき75,400円が加算されます。

【遺族基礎年金】国民年金加入中や、老齢基礎年金を受ける資格を満たした人が死亡したとき、死亡日の前々月までの加入期間の3分の2以上の保険料納付がある(免除期間を含む)か、直近1年間に保険料の滞りがいないなどの条件を満たしている場合に、死亡した人によって生計を維持されていた子のある妻、または子に、子が18歳になる年度末まで(障害のある子の場合は20歳になるまで)支給されます。

年金額は基本額786,500円に、子が2人までは1人につき、各226,300円。3人目以降は1人につき75,400円が加算されます。



▲塩田幸子氏



▲牛頭憲昭氏

8月1日付けで民生委員・児童委員、主任児童委員に次の2人が委嘱されました(敬称略)。

◆民生委員・児童委員
○ニュータウン中央北地区：牛頭憲昭(中央南二丁目、武西学園台二丁目)
◆主任児童委員
○大森・永治地区：塩田幸子

民生委員・児童委員、主任児童委員に2人を委嘱

忘れずに手続きをしてください。詳しくは左記へ。 05-1165、国保年金課 高齢者医療年金班(☎内線28・289)。

住民基本台帳カードによる転出入および継続利用における注意点

7月の住民基本台帳法の改正により、住民基本台帳カードを持っている人の転出方法が変更されました。転出届終了後に、転出証明書は発行されません。転入手続きは、住民基本台帳カードが転出証明書の代わりとなります。また、改正前は転出すると住民基本台帳カードは利用できません

たが、改正後は転入市町村でも、継続して利用ができることになりました。詳細については、市ホームページをご参照ください。市民課住民記録班(☎内線234・237)、印旛支所市民福祉課市民班(☎1116)、本埜支所市民福祉課市民班(☎1111)。